

千葉県孤独死防止通報制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の趣旨に基づき、千葉県（以下「市」という。）と協定を締結した事業者が、地域住民の日常生活における異変を市に通報することにより、当該住民の孤独死の防止に資することを目的とする千葉県孤独死防止通報制度（以下「制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2 市は、制度の趣旨に賛同する事業者と協定を締結する。
2 前項の協定を締結した事業者（以下「協力事業者」という。）は、その協定の定めるところにより、通報等を行うものとする。

(通報等)

第3 協力事業者は、日常の業務において千葉市内の地域住民の日常生活における異変を発見した場合、その異変に係る地域住民（以下「対象者」という。）の氏名、居所及び異変の状況等のうち、開示可能な内容について市に通報するものとする。ただし、異変の状況が切迫していると考えられる場合は、直ちに消防又は警察に通報するものとする。
2 前項の通報は、協力事業者の日常の業務に支障のない範囲で行うこととし、連絡に係る費用は、協力事業者の負担とする。
3 市は、協力事業者から通報を受けた後、対象者の居所を訪問及び確認するほか、必要に応じて支援を行う。

(協定締結事業者名簿への登録及び公表)

第4 市は、第2第1項の協定の締結をもって、協力事業者を協定締結事業者名簿に登載するものとする。
2 市は、協力事業者の名称等を市のホームページ等により公表する。ただし、協力事業者が希望しない場合は、この限りでない。

(責務)

第5 市と協力事業者は、制度の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、制度を継続的に実施することができるよう、

その体制の確立に努めるものとする。

- 2 市は、協力事業者と制度の運用に関する情報共有及び意見交換を行うよう努めるものとする。

(協議)

- 第6 この要領及び第2第1項の協定に定めのない事項は、その都度市と各協力事業者が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。